

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第34号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成23年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録申請書に添付する書類)</p> <p>第2条 共同省令第7条第6号に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。<u>ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(登録申請書に添付する書類)</p> <p>第2条 共同省令第7条第6号に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 事業工程等確認書（第1号様式） (2) 法第19条に規定する帳簿の書式 (3) その他知事が必要と認める書類</p>

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。